

第2章 ライセンス

7 MFJ会員ライセンスの種類

- 7-1 MFJ会員ライセンスは、「MFJ競技ライセンス（エンジョイライセンス含む）」「競技役員・講師ライセンス」「ピットクルーライセンス」に分けられる。
- 7-2 公認競技会に参加するために必要な資格は「MFJ競技ライセンス（エンジョイライセンスは不可）」である。
- 7-3 承認競技会に参加するために必要な資格は「MFJ競技ライセンス」「エンジョイライセンス含む」である。
※ロードレース競技は公認・承認にかかわらずロードレースライセンスが必要。
- 7-4 競技運営に携わる、あるいは指導にあたる者に必要な資格は「競技役員」「講師」「インストラクター」である。
- 7-5 「ピットクルーライセンス」は競技者のサポート的役割で競技に参加する者に必要な資格である。
- 7-6 競技会の格式・種目・カテゴリにより必要な参加資格が指定される。

8 MFJ会員ライセンスの取得条件

MFJ会員ライセンス申請を行なう者は、次の条件を満たしていなければならない。

- 8-1 日本にスポーツ国籍を有すること。**スポーツ国籍とは所持するライセンス国籍を指す。**
日本にスポーツ国籍を持たない者は、日本国内に3ヶ月以上継続的に居住していること（居住証明等の提出が必要）。
- 8-2 過去6ヶ月以内に重大な刑法上の犯罪により処罰されていない者または、その処罰期間内でないこと。
- 8-3 講習会の受講または、運転免許証を取得できる身体的要件を備えていること。
- 8-4 各国協会（FMN）からライセンスの発給を受けている者は、当該FMNからの**スポーツ国籍**移籍許可を得なければならない（スポーツ移籍証明書提出）。ただし、当該年中の再移籍はできない（MFJから他FMNに移籍した場合、当該年度内にMFJ会員ライセンスの再取得はできない）。
- 8-5 各国協会（FMN）からMFJライセンス特別発行許可証を受けた者（許可証を提出）。
- 8-6 ライセンスの申請は、戸籍（**公的本人確認書類を含む**）上の氏名、生年月日、性別で登録しなければならない。
ただし、氏名において外字、俗字等が含まれる場合は、常用漢字に変換すること。
※虚偽の申請が判明した場合、当該ライセンス資格は停止される（**12 会員ライセンスの効力の失効等**...
12-1-2参照）。
- 8-6-1 競技ライセンスの種目別取得条件
競技ライセンスは全国的に統一された規則で開催される「公認競技会」に必要な資格であり、スポーツとして技量に応じたクラスを提供するために、経験値あるいは競技会における成績にて昇格基準が設けられる。また、スポーツ安全保険に加入するために必要な資格である。
※競技ライセンス申請料には、スポーツ安全保険掛金**および事務手数料**が含まれている。このスポーツ安全保険制度は、参加する大会の公式期間（主催者が申請しMFJが公認した競技会期間）中に発生した負傷等に対してのみ適用される。
- 8-6-2 ライセンスを取得する場合、種目ごとに定められた取得条件を満たし、WEBによる申請（決済含む）または、必要な申請書類、および申請料（ライセンス会員会費、スポーツ安全保険掛金、事務手数料）を

収めなければならない。

- 8-6-3 ライセンス申請時に未成年（満18歳未満の者）は、未成年者の競技参加承諾書（専用書式に実印捺印と印鑑証明原本添付）を必要とする。
※対象種目はロードレース、モトクロス、トライアル、スノーモビル、エンデューロ、スーパーモト申請者とする。
- 8-6-4 一度収められた申請料は、過納金以外は返還されない（申請書未提出の場合を含む）。また、申請料の年度繰越しは認められない。
- 8-6-5 競技役員、講師ライセンスはMFJが契約する傷害保険が適用されることから、ライセンス会費のみとする。ただし、承認競技会に選手として参加する場合、ライセンス申請時にスポーツ安全保険掛金と事務手数料を必要とする。
- 8-6-6 以下に述べる取得条件中の年齢については「スポーツ年齢」とする。スポーツ年齢とは満年齢ではなく、当該年中（2025年1月1日～2025年12月31日まで）に誕生日を迎える年齢をいう。
- 8-6-7 競技ライセンス取得者で、ロードレースの場合、10年以上更新手続きを行っていない者は、その資格を失い、再取得する場合は別途定められているライセンス取得条件を満たさなければならない。ただし別に定めるロードレース国際ライセンス発行特別申請に関してはこの限りではない。
- 8-6-8 ライセンスに使用する写真は6ヶ月以内に撮影したもので、正面、無帽で身分を証明するにふさわしいものでなければならない（不適正と判断された場合、認められない場合がある）。
- 8-6-9 氏名等変更が生じた場合、個人情報変更申請で速やかに変更の手続を行わなければならない。

8-7

ロードレースライセンス

- 8-7-1 公認競技会／承認競技会ともに参加者は「競技ライセンス所持者」でなければならない（エンジョイライセンスでは参加できない）。
- 8-7-2 ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
国際（INT）	世界選手権／国際競技会／全日本選手権／MFJカップ・地方選手権インタークラス他／承認競技会
国内（NAT）	MFJカップ・地方選手権ナショナルクラス／承認競技会
フレッシュマン	MFJカップ・地方選手権ナショナルクラス／承認競技会
ジュニア	MFJカップ・地方選手権ナショナルクラス／承認競技会

- 8-7-3 ライセンスの取得条件
最初に取得可能なライセンスは「ジュニア」「フレッシュマン」「国内」である。「国際」は前述のライセンス取得後、別途定める昇格基準を満たさなければならない。
- 8-7-3-1 ジュニアライセンス
12歳～15歳でMFJ公認サーキットの当該年度有効なサーキットライセンスを所持している者。または、MFJの公認するロードレースジュニアライセンス講習会を受講していること（対面講習会）。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とし、取得後に資格更新に際して16歳となる年からはフレッシュマンライセンスまたは国内ライセンス（8-7-3-3参照）に移行しなければならない。
- 8-7-3-2 フレッシュマンライセンス
16歳以上で、下記のいずれかの条件を満たしている者。
MFJ公認サーキットにおいてサーキットライセンス講習会を修了し、当該年度有効なサーキットライセンスを所持していること。
または、MFJの公認するロードレースフレッシュマンライセンス講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする（対面講習会）。
- 8-7-3-3 国内ライセンス
16歳以上で、下記のいずれかの条件を満たしている者。
・MFJの公認するロードレース国内ライセンス講習会を受講している者。ライセンス申請の有効期間は

- 受講日から1年以内とする（対面講習会）。
- ・ または下記のとおりとする。
- ①MFJ公認サーキットのライセンス取得者で当該サーキットにおける3時間以上のスポーツ走行をしていること（複数のサーキットでの走行時間の合算は不可）。
- ②フレッシュマンライセンスを所持し、公認・承認ロードレース競技会に2回以上出走の実績があること。
- 有効期間：前々年（2023年1月1日以降）の競技会より（※MFJ公認、承認ロードレース競技会に限る）。
- ③フレッシュマンライセンスを所持し、MFJ公認サーキットで開催された公認・承認ロードレース競技会にて下記の成績を得た者。
- ・ 予選出走台数が20台以上のレースで10位以内に入賞。
 - ・ 予選出走台数が10台以上のレースで6位以内に入賞。
- 有効期間：前々年（2023年1月1日以降）の競技会より（※MFJ公認、承認ロードレース競技会に限る）。
- ※ただし主催者が対象外とする競技会がある。

8-8 モトクロス／トライアルライセンス

- 8-8-1 公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない（エンジョイライセンスでは参加できない）。
- 8-8-2 ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例	
国際A級	国際競技会／全日本選手権他／承認競技会	
国際B級	全日本選手権／地方選手権他／承認競技会	
国内A級	地方選手権／県大会	／承認競技会
国内B級	〃	／承認競技会
ジュニア	〃	／承認競技会
PC（MXのみ）	〃	／承認競技会

※全日本MXレディースクラスはモトクロスジュニアライセンス以上の女性。

- 8-8-3 ライセンスの取得条件
- 最初に取得可能なライセンスは「PC（モトクロスのみ）」「ジュニア」「国内B級」である。「国内A級」以上は前述のライセンス取得後、別途定める昇格基準を満たさなければならない。
- 8-8-3-1 PCライセンス（モトクロスのみ）
- 8歳以下の年少者と親権者に対して設けられる資格で、下記条件を満たしている者。
- MFJの公認する当該ライセンス取得講習会を親権者とともに受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。（対面講習会）
- または、MFJホームページ [\[https://www.mfj.or.jp\]](https://www.mfj.or.jp) 上の当該ライセンスWEB講習会を親権者とともに受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。（WEB講習会）
- 取得後に資格更新に際して9歳となる年からはジュニアライセンスに移行しなければならない。
- 8-8-3-2 ジュニアライセンス
- 9歳～15歳で下記条件を満たしている者。
- MFJの公認する当該ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。（対面講習会）
- または、MFJホームページ [\[https://www.mfj.or.jp\]](https://www.mfj.or.jp) 上の当該ライセンスWEB講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。（WEB講習会）
- 取得後に資格更新に際して16歳となる年からは国内B級ライセンスに移行しなければならない。
- 8-8-3-3 国内B級ライセンス
- 16歳以上で下記条件を満たしている者。
- MFJの公認する当該ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日か

ら1年以内とする。(対面講習会)

または、MFJホームページ [\[https://www.mfj.or.jp\]](https://www.mfj.or.jp) 上の当該ライセンス WEB 講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)

8-9 スノーモビルライセンス

8-9-1 公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない(エンジョイライセンスでは参加できない)。

8-9-2 ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
A級	全日本選手権／地方選手権他／承認競技会
B級	全日本選手権／地方選手権他／承認競技会
ジュニア	地方選手権他／承認競技会

8-9-3 ライセンスの取得条件

最初に取得可能なライセンスは「ジュニア」「B級」である。「A級」は前述のライセンス取得後に別途定める昇格基準を満たさなければならない。

なお、8-9-3-3の条件を満たす場合は「A級」を取得することができる。

8-9-3-1 ジュニアライセンス

9歳～15歳で下記条件を満たしている者。

MFJの公認する当該ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。(対面講習会)

または、MFJホームページ [\[https://www.mfj.or.jp\]](https://www.mfj.or.jp) 上の当該ライセンス WEB 講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)

または、当該年度有効なモトクロスジュニアライセンス所持者は、スノーモビルジュニアライセンスを申請することができる。

取得後に資格更新に際して16歳となる年からはB級に移行しなければならない。

8-9-3-2 B級ライセンス

16歳以上で下記条件を満たしている者。

MFJの公認する当該ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。(対面講習会)

または、MFJホームページ [\[https://www.mfj.or.jp\]](https://www.mfj.or.jp) 上の当該ライセンス WEB 講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)

8-9-3-3 A級ライセンス

当該年度有効なモトクロス国際B級以上のライセンス所持者は初めてスノーモビルライセンスを追加する場合に限り、スノーモビルA級ライセンスを申請することができる。

※一度B級を取得した場合、A級への昇格は、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

8-10 スーパーモトライセンス

8-10-1 公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない(エンジョイライセンスでは参加できない)。

8-10-2 ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
A級	全日本選手権／地方選手権／承認競技会
B級	地方選手権／承認競技会

8-10-3 ライセンスの取得条件

最初に取得可能なライセンスは「B級」である。「A級」は、前述のライセンス取得後に別途定める昇格

基準を満たさなければならない。

なお、8-10-3-2の条件を満たす場合は「A級」を取得することができる。

- 8-10-3-1B級ライセンス
- 12歳以上で下記のいずれかの条件を満たしている者。
- ・当該年度有効な下記のMFJ競技ライセンスを取得していること。
【ロードレースジュニア・モトクロスジュニア・トライアルジュニア・スノーモビルジュニア・エンデューロ国内B級以上】
 - ・MFJの公認する当該ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。(対面講習会)
または、MFJホームページ[<https://www.mfj.or.jp>]上の当該ライセンスWEB講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)
 - ・エンジョイライセンスを所持し、承認競技会に種目を問わず2回以上出走の実績がある者（ライセンス申請時に、併せて大会結果表を添付すること）。

- 8-10-3-2A級ライセンス
- 当該年度有効なロードレース国際・モトクロス国際B級以上・トライアル国際B級以上のライセンス所持者は、初めてスーパーモトライセンスを追加する場合に限り、スーパーモトA級ライセンスを申請することができる。
- ※一度B級を取得した場合、A級への昇格は、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

8-11

エンデューロライセンス

- 8-11-1
- 公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない（エンジョイライセンスでは参加できない）。
- 8-11-2
- ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
国際A級	全日本選手権
国際B級	全日本選手権・エリア選手権
国内A級	全日本選手権・エリア選手権
国内B級	全日本選手権・エリア選手権
エンジョイライセンス	承認競技会

※全日本ウィメンズクラスはエンデューロ国内ライセンス以上の女性。

- 8-11-3
- 競技会のコースに公道が含まれる場合、競技に参加する車両は公道走行可能な**ものとし、当該車両を運転できる**運転免許証を所有していなければならない。
- 8-11-4
- 運転免許証取得年齢未満の者は、承認競技会参加有資格者であれば承認競技会（公道を使用しない大会）にのみ参加することができる（当該年度有効なエンジョイライセンスが必要）。
- 8-11-5
- ライセンスの取得条件
- 最初に取得可能なライセンスは「国内B級」である。「国内A級」「国際B級」「国際A級」は、前述のライセンス取得後に別途定める昇格基準を満たさなければならない。
- なお、8-11-5-2の条件を満たす場合は「国内A級」「国際B級」「国際A級」を取得することができる。
- 8-11-5-1
- 国内B級ライセンス
- 16歳以上で、下記条件を満たしている者。
- MFJの公認する当該ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。(対面講習会)
- または、MFJホームページ[<https://www.mfj.or.jp>]上の当該ライセンスWEB講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)
- 8-11-5-2
- 国内B級～国際A級ライセンス

当該年度有効なロードレース国際・モトクロス国際A級・トライアル国際A級ライセンス所持者は、初めてエンデューロライセンスを追加する場合に限り、エンデューロ国内B級・国内A級・国際B級・国際A級のいずれかを選択し、ライセンスを申請することができる（年齢は問わない）。

※一度選択した区分で取得した場合、上級区分への昇格は、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

8-12 ピットクルーライセンス

ピットクルーは競技者のサポートとして競技に参加するための資格である。

ピットクルーの登録が必要な競技においては本ライセンスを要していることを条件とする。

また、ロードレースを除く承認競技会に競技者として参加する者は、ライセンス申請時にエンジョイライセンスを同時申請することで、エンジョイライセンスが取得できる(取得条件詳細は8-12-1-1を参照)。

8-12-1 ライセンスの取得条件

16歳以上であること。

8-12-1-1 エンジョイライセンスを必要とする場合

MFJホームページ [https://www.mfj.or.jp] 上の当該ライセンス WEB 講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。

ライセンス申請の有効期限は受講日から1ヶ月以内とする (WEB講習会)。

また、本ライセンスを申請する際に、エンジョイライセンスを同時申請していること。

8-12-1-2 エンジョイライセンスを必要としない場合

本ライセンス申請のみで取得することができる。

- ※競技ライセンス（エンジョイライセンス除く）、ピットクルーライセンス所持者は以下条件で競技会のオフィシャル業務に従事することができる。
- 1 年齢満18歳以上（当該競技会開催日時点）
 - 2 自身が参加者として出場していない競技会であること。
 - 3 従事可能なオフィシャル業務は競技役員3級が従事できる役務に限られる（10-1-3-1参照）。
 - 4 事前に当該種目のフラッグ等の基礎的な競技役員業務の講習を受講すること。
 - 5 競技役員ライセンス所持者がオフィシャル業務に従事した際に付与される等級昇格に必要な実務ポイントは与えられない。

8-13 各種目ライセンスの取得条件（抜粋）

下記の条件を満たす場合の取得可能なライセンス

当該年度有効の下記表Aのライセンス所持者は、下記表Bのライセンスを初めて追加する場合に限り申請することができる。

一度、追加取得した場合、上級への昇格は別途定める昇格基準を満たさなければならない。

A 所持ライセンス		B 取得可能ライセンス	
モトクロス	国際B級	スノーモビル	A級
	国際A級		
ロードレース	国際	スーパーモト	A級
モトクロス	国際B級以上		
トライアル	国際B級以上		
モトクロス トライアル	国際A級	エンデューロ	国際A級以下
	国際B級	エンデューロ	国際B級以下
	国内A級	エンデューロ	国内A級以下
ロードレース	国際	エンデューロ	国内A級以下
スーパーモト	A級	エンデューロ	国際B級以下
スノーモビル	A級		

当該年度有効の下記表Aのライセンス所持者は、下記表Bのライセンスを追加する場合に講習会の受講が免除される。

A 所持ライセンス		B 取得可能ライセンス	
モトクロス	ジュニア	スノーモビル	ジュニア
ロードレース	ジュニア以上	スーパーモト	B級 ※取得年齢は12歳～
モトクロス			
トライアル			
スノーモビル			
エンデューロ	国内B級以上		
エンジョイ	承認競技会2回出走実績(種目問わず)		

8-14

エンジョイライセンス

エンジョイライセンスは、モーターサイクルスポーツを生涯スポーツとして身近に楽しむ承認競技会に参加するための資格である（ただし、ロードレースは承認競技会においてもロードレース競技ライセンスを必要とする）。したがって昇格基準は設けられていない。

特に競技会の特別規則に規定されない場合は、ロードレースを除くどの種目の承認競技会にも参加できる。ただし、主催者が定める特別規則に従わなければならない。

また、スポーツ安全保険に加入するために必要な資格である。

- 8-14-1
- ライセンスの取得条件
- 競技会主催者等が開催するエンジョイライセンス取得講習会を受講していること。(対面講習会)
- または、MFJホームページ [\[https://www.mfj.or.jp\]](https://www.mfj.or.jp) 上の当該ライセンスWEB講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)

8-15

競技役員／講師／インストラクターライセンス

競技役員、講師、インストラクターライセンスは、競技運営やライダー養成講習会等に従事するために必要な資格である。

- 8-15-1
- 競技役員／講師ライセンスの取得条件
- 競技役員は、18歳以上でMFJの公認する当該種目の競技役員ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。(対面講習会)
- または、MFJホームページ [\[https://www.mfj.or.jp\]](https://www.mfj.or.jp) 上の当該種目の競技役員ライセンスWEB講習会を受講し、受講後のテストに合格していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1ヶ月以内とする。(WEB講習会)
- 講師は、18歳以上でMFJの公認する当該種目の講師ライセンス取得講習会を受講していること。ライセンス申請の有効期間は受講日から1年以内とする。(対面講習会)
- 最初に取得する競技役員／講師ライセンスの等級は3級からとする。
- ただし、MFJ中央スポーツ委員およびMFJ当該専門委員は、それぞれの取得条件を備えているものとする。
- また、実績を十分に満たしたうえで、MFJ地区スポーツ部会、MFJ公認サーキットから推薦を受けた者は、講習会受講を免除される場合がある。
- 8-15-2
- インストラクターライセンスの取得条件
- ロードレース、モトクロス、トライアル、エンデューロの国際ライセンス（スノーモビル、スーパーモトはA級）取得者で、講習経験が豊富でMFJ地区スポーツ部会、公認サーキット、セーフティ委員会員のいずれかの推薦を得て、MFJインストラクター養成講習会を受講し、セーフティ委員会が認めた者。なお、受講資格者でセーフティ委員会が特に必要と認めた者はこの限りではない。

8-16

FIMライセンス、FIM コンチネンタル（アジア）ライセンス（MFJを経由して取得）

国内・国外における世界選手権競技会、国際競技会に参加することのできるライセンスの区分は、次のとおりである。

※下記は2024年12月6日現在のもので変更される場合もある。

格式	種目	クラス	最低年齢	最高年齢
世界選手権	サーキットレース	・ FIMGPWCMoto3 クラス	16歳	28歳
		・ FIM スーパースポーツ 300cc世界選手権	16歳	28歳
		・ FIM ジュニア GPMoto3 世界選手権	16歳	23歳
		・ FIM 世界選手権グランプリ Moto2 クラス	18歳	
		・ FIM 世界選手権グランプリ MotoGP クラス	18歳	
		・ FIM スーパーバイク世界選手権	18歳	
		・ FIM スーパースポーツ世界選手権	18歳	
		・ FIM サイドカー世界選手権：ライダー	18歳	
		・ FIM サイドカー世界選手権：パッセンジャー	18歳	
		・ MOTO E	16歳	
		・ FIM 耐久世界選手権	18歳	
		・ ETC, NTC, ATC, BTC（コンチネンタル選手権）	14歳	
		・ ウィメンズ世界選手権	18歳	
	モトクロス	・ FIM 世界モトクロス選手権 MXGP	16歳	50歳
		・ FIM 世界モトクロス選手権 MX2	15歳	23歳
		・ FIM モトクロス・オブ・ネイションズ：MX1, MX2 規定による		50歳
		・ FIM サイドカーモトクロス世界選手権：ライダー	16歳	50歳
		・ FIM サイドカーモトクロス世界選手権：パッセンジャー	16歳	50歳
		・ FIM ジュニアモトクロス世界選手権 85cc クラス	12歳	14歳
		・ FIM ジュニアモトクロス世界選手権 125cc クラス	13歳	17歳
		・ FIMAMA スーパークロス, FIM 世界選手権	16歳	50歳
		・ FIM スーパークロス世界選手権 SX2	15歳	50歳
		・ FIM スーパーモト S1 グランプリ世界選手権	15歳	50歳
		・ FIM スーパーモト・オブ・ネイションズ	15歳	50歳
		・ FIM スノークロス世界選手権	16歳	50歳
		・ FIM フリースタイルモトクロス世界選手権	16歳	50歳
		・ FIM ウィメンズモトクロス世界選手権	15歳	50歳
	トライアル	・ FIM トライアル世界選手権：トライアルGP/Trial2	16歳	
		・ FIM ウィメンズトライアル世界選手権：トライアルGP ウィメン	16歳	
		・ FIM トライアル・デ・ナシオン（TDN）	16歳	
		・ FIM トライアル3 世界選手権	14歳	21歳
		・ FIM ウィメンズトライアル・オブ・ネイションズ クローストサーキット以外での開催の場合	14歳	
		・ FIMX トライアル世界選手権	16歳	
	エンデューロ	・ FIM インターナショナルシックスデイズエンデューロ（ISDE）	適切な運転免許証所持者	
		・ FIM エンデューロ世界選手権	適切な運転免許証所持者	
		・ FIM スーパーエンデューロ世界選手権	18歳（プレステージ）	
		・ FIM ジュニアエンデューロ世界選手権	適切な運転免許証所持者で23歳以下	
		・ FIM ユースエンデューロ世界選手権	適切な運転免許証所持者で 21歳以下	
		・ FIM ハードエンデューロ世界選手権	16歳	
		・ FIMハードエンデューロ世界選手権 ジュニア	16歳	22歳
		・ FIM ウィメンズエンデューロ世界選手権	適切な運転免許証所持者	
	クロスカンントリー ラリー	・ FIM ラリーレイド世界選手権ラリーGP	適切な運転免許証所持者	

世界選手権	トラックレース	・FIMスピードウェイグランプリ	16歳	
		・FIMスピードウェイ世界選手権グランプリ予選会	16歳	
		・FIMスピードウェイ・オブ・ネイションズ	16歳	
		・FIMワールドスピードウェイリーグ	16歳	
		・FIMスピードウェイベストペア	16歳	
		・FIMアイススピードウェイ世界選手権	16歳	
		・FIMアイススピードウェイ・オブ・ネイションズ	16歳	
		・FIMロングトラック世界選手権	16歳	
		・FIMロングトラック・オブ・ネイションズ	16歳	
		・FIM SGP2世界選手権	16歳	21歳
		・FIM チームスピードウェイ・オブ・ネイションズ アンダー-21 世界選手権	16歳	21歳
		・FIM SGP3世界選手権	13歳	16歳
		・フラットトラック	16歳	
	Eバイク	・FIM E エクスプローラー	16歳	
			または主催国の法律に則った年齢	
		・FIM Eバイク世界選手権	18歳	
		・FIM Eスクーター世界選手権	18歳	
FIM ブライズ	サーキットレース	・FIM MotoGP ルーキーズカップ	15歳	21歳
		・FIM 耐久ワールドカップ	18歳	
		・FIM ドラッグバイクワールドカップ	16歳	
		・FIM MiniGP ワールドシリーズ	10歳	
		・FIM ワールドレコード挑戦 50 cc以上 125 cc	14歳	
		・FIM ワールドレコード挑戦 125 cc以上 300 cc	16歳	
		・FIM ワールドレコード挑戦 300 cc以上 500 cc	15歳	
		・FIM ワールドレコード挑戦 500 cc以上 600 cc	16歳	
		・FIM ワールドレコード挑戦 600 cc以上 3000 cc	18歳	
		・ウィメンズワールドカップ	18歳	
	モトクロス	・FIM ベテランモトクロスワールドカップ	40歳	55歳
		・FIM ジュニアモトクロスワールドカップ：65 ccクラス	10歳	12歳
		・FIM ウィメンズスノークロスワールドカップ	16歳	50歳
		・FIM ヴィンテージモトクロスワールドカップ	40歳	65歳
	トライアル	・FIM トライアル・デ・ナシオン インターナショナルトロフィー	14歳	
		・FIM トライアル・デ・ナシオン チャレンジ	14歳	21歳
		・FIM ウィメンズトライアル2カップ クローストサーキット以外での開催の場合	14歳	
		・FIM トライアルヴィンテージ/FIM トライアル ヴィンテージモーターサイクルトロフィー	適切な運転免許証所持者	
		・FIM X トライアル・デ・ナシオン	16歳	
	エンデューロ	・FIM ジュニアスーパーエンデューロワールドカップ	16歳	23歳
		・FIM ウィメンズエンデューロワールドカップ	適切な運転免許証所持者	
		・FIM ウィメンズスーパーエンデューロワールドカップ	16歳	
			開催国の法規または主催国協会規定による	
		・FIM エンデューロヴィンテージベテラントロフィーチーム	50歳	
		・FIM エンデューロヴィンテージシルバークラブチーム	40歳	
		・FIM エンデューロヴィンテージ個人トロフィー	—	
		・FIM エンデューロヴィンテージワールドカップ	—	
		・FIM ハードエンデューロワールドカップ	16歳	
		・FIM エンデューロヴィンテージウィメンクラブチーム	25歳	
	クロスカントリー ラリー	・FIM ラリーレイド ワールドカップ ラリー2、ラリー3、クアド	適切な運転免許証所持者	
		・FIM ラリーレイドトロフィー ウィメン	適切な運転免許証所持者	
		・FIM ラリーレイドトロフィー クアド	適切な運転免許証所持者	
		・FIM ラリーレイドトロフィー ジュニア ラリー2、ラリー3	適切な運転免許証所持者	
		・FIM ラリーレイドトロフィー ベテラン	適切な運転免許証所持者で最低45歳	
		・FIM ラリーレイドトロフィー SSV	適切な運転免許証所持者	
		・FIM パハワールドカップ SSV	適切な運転免許証所持者	
		・FIM パハワールドカップ ベテラン	適切な運転免許証所持者最低45歳	

FIM ブライズ	サンドレース	・ FIM サンドレースワールドカップ モーターサイクル	18歳	
		・ FIM サンドレースワールドカップ ベテラン	38歳	
		・ FIM サンドレースワールドカップ ジュニア 125ccまで 2st	13歳	17歳
		・ FIM サンドレースワールドカップ ジュニア 250ccまで 4st	15歳	17歳
		・ FIM サンドレースワールドカップ クアド	18歳	
		・ FIM サンドレースワールドカップ クアド ジュニア	15歳	17歳
		・ FIM サンドレースワールドカップ SSV	16歳	
	トラックレース	・ FIM スピードウェイワールドカップ	16歳	
		・ FIM スピードウェイユースワールドカップ	11歳	
		・ FIM スピードウェイユースゴールドトロフィー	11歳	15歳
		・ FIM トラックレースユースゴールドトロフィー	11歳	16歳
		・ FIM スピードウェイサイドカーワールドカップ	17歳	
		・ FIM ロングトラックユースワールドカップ	13歳	16歳
	Eバイク	・ FIM Eバイククロスワールドカップ	10歳	
		・ FIM Eバイクエンデューロワールドカップ	14歳	
		・ FIM E-エクスプローラーワールドカップ	16歳	
			開催国の法規または主催国協会規定による	
タイプVII ソーラー/電動 バイク		・ FIM ワールドレコード挑戦150Kg以下	16歳	
		・ FIM ワールドレコード挑戦150Kgを超え300Kg以下	18歳	
インターナショナルイベント (国際格式)	サーキットレース	・ インターナショナルイベント：125ccまでの2ストローク	12歳	
		・ インターナショナルイベント：250ccまでの4ストローク単気筒	12歳	
		・ インターナショナルイベント：125cc以上の2ストローク 250cc以上の4ストローク	12歳	
		・ インターナショナルヒルクライムレース	16歳	
		・ インターナショナルドラッグレース	16歳	
	モトクロス	・ インターナショナルイベント 85cc クラス	12歳	
		・ インターナショナルイベント 125cc 及び 250cc クラス	15歳	
		・ インターナショナルイベント 500cc クラス	15歳	
		・ サイドカーモトクロスインターナショナルイベント：ライダー	16歳	
		・ サイドカーモトクロスインターナショナルイベント：パッセンジャー	16歳	
		・ インターナショナルスーパークロスイベント	15歳	
		・ インターナショナルスノークロスイベント	16歳	
		・ インターナショナルフリースタイルモトクロス	15歳	
		・ インターナショナルスーパーモトレース	15歳	
	トライアル	・ インターナショナルインドアトライアル	12歳	
		・ インターナショナルトライアル（大会特別規則には年齢規制及び運転免許所持の必要性について明文化されていなければならない）	12歳	
	クロスカンントリー ラリー及びパハ	・ インターナショナルクロスカンントリーラリー	適切な運転免許証所持者	
	トラックレース	・ インターナショナルスピードウェイ	16歳	
		・ インターナショナルスピードウェイリーグ大会	16歳	
		・ インターナショナルアイスレース	16歳	
		・ インターナショナルロング&グラストラックレース	16歳	
		・ インターナショナルモトボールイベント	16歳	
	Eバイク	・ Eバイク クロス	10歳	
		・ Eバイク エンデューロ	14歳	

※すべてのインターナショナルライセンスの取得可能最高年齢は55歳となる年の年末までとする（これを超えた場合は別途審査が必要）。

FIMライセンス・FIMコンチネンタル（アジア）ライセンス

下記は2024年12月1日現在のものです。変更される場合がありますのでご注意ください。

FIMライセンスは、FIMに登録された大会のみ発行対象となる。

【ライセンス申請資格】

MFJライセンス会員 競技ライセンス以上であること（エンジョイライセンスは含まない）

- ・ FIMライセンス年間取得→MFJ競技ライセンス 国際資格以上
- ・ FIMライセンス1大会取得→MFJ競技ライセンス資格以上
- ・ FIMコンチネンタルライセンス年間・1大会→MFJ競技ライセンス資格以上

【申請手続き】

海外での競技会参加に関しては、事前にMFJへ申請し、許可を得なければならない。

ライセンス発行後のキャンセルはできない。

ライセンス発行後の氏名（ローマ字）変更、チーム名変更等は、ライセンスの再申請が必要となる。

【申請の流れ】

MFJ ホームページ <https://www.mfj.or.jp/licence/>

FIMライセンス申請方法 目次から必要箇所を確認（ライセンス料・IMN/No検索方法等）

1. FIMライセンス申請フォームより申請 申請料送金、必要添付書類提出
2. MFJにて申請受理後 FIMへ登録
3. FIMシステムより申請者へドキュメントが届く
4. 申請者はドキュメントにサイン後、FIMシステムへ返信
5. FIMよりライセンスが発行（PDF）される
6. FIMライセンスをプリントアウトQRコードを保存

※E-mailアドレスは2名以上で同じアドレスを使用することはできない（本人サインが必要なため）

※携帯ドメイン（キャリアアドレス）は使用できない

【必要提出書類】

- ・ 年間ライセンス ①海外傷害（レース対応）保険コピー 1通
②住民票 1通（大会日より6ヶ月以内のもの）
- ・ 1大会ライセンス ①海外傷害（レース対応）保険コピー 1通
- ・ ラリーライセンス ①海外傷害（レース対応）保険コピー 1通
②Medical Examination Form 1通
- ・ 全ライセンス申請者 MFJ推奨保険 以外の場合 保険誓約書 1通（書式ダウンロード）
MFJ推奨保険とは：ホンダ開発（株）レース対応保険 保険誓約書提出の必要なし
- ・ 耐久選手権参加者50歳以上の場合 診断書 1通

※日本国内で行なわれる世界選手権・コンチネンタル選手権においては、MFJライセンス資格者の場合、保険書類提出の必要はない

【スポーツ国籍の移籍】

スポーツ国籍とは、所持するライセンス国籍を指す。

【移籍申請手続き】

MFJ ホームページ <https://www.mfj.or.jp/licence/> FIMライセンス申請方法

1. スポーツ国籍移籍申請フォームより申請 申請料金3,000円 当該年度MFJライセンス**停止**
2. MFJにて申請受理後、移籍国協会への移籍許可書作成
3. 申請者へ移籍許可書を**メール（PDF）配信**

・ 移籍は年に一度のみ認められる。 ※原則的には1月1日から12月31日までの間

・ 同年中にMFJライセンスの再取得は認められない。

・ 翌年にMFJライセンス取得希望の場合は、相手（移籍国）協会よりMFJライセンス取得のための移籍許可書が必要となる。

移籍許可書を申請された方：現地（移籍国）ライセンス取得時に、相手（移籍国）協会へ移籍許可書を提出のこと。

例）1月2日にMFJから他国へ移籍した場合、再度MFJライセンスを取得できるのは、翌年の1月1日以降となる。

9 ピットクルーに関する規定

ピットクルーはライダーを補佐し、レースを円滑に進めるために欠かせない重要な役割を担っている。ライダーに代わって必要な情報を得たり、事務手続きをするなどのマネージャー的な役割や、レースの作戦を立てる監督的な役割、直接マシンの調整・修理をするメカニックまで、様々な立場の人がピットクルーライセンスを取得してレースに参加している。レースにおいてピットクルーとして登録し作業する際には、下記のことには注意しなければならない。

9-1 ピットクルーの登録

9-1-1 基本的には下記の人数のピットクルー登録が認められる。

・ロードレース

地方選手権以下：2名以内

全日本選手権JSB1000クラス：8名以内（同チームの2人目以降は制限あり）

全日本選手権その他クラス：6名以内（同チームの2人目以降は制限あり）

・モトクロス

全日本選手権・地方選手権以下：2名以内

・スーパーモト

全日本選手権・地方選手権：4名以内

・スノーモビル

全日本選手権：2名以内

9-1-2 ロードレースの場合、地方選手権においては最低1名のピットクルーを登録することが義務づけられる。これはライダーが負傷した場合、帰りの交通手段の確保や病院での手続き、家族への連絡が必要となるためである。

9-2 ピットクルーの登録と変更・追加

ピットクルーはエントリー用紙のピットクルー登録欄に記入することで、登録される。いったん登録したピットクルーは選手受付時に変更することは可能とするが、申請人数より追加することはできない。変更の際は変更手数料**1,100円（税込）**が必要となる。

9-3 ピットクルーの服装

安全上長袖・長ズボンを着用することが望ましい。**カカトが完全に覆われていない、かつ一部でも肌が露出している履物の使用を禁止する。使用できるものは運動靴や安全靴などの履物に限定する。**

9-4 ピットクルーの立ち入り範囲

9-4-1 ロードレース

ピット作業エリアとピットサインを出すプラットフォーム、スタート進行時にはコース上に入ることができる。ただし、特別なバスが必要とされる場合がある。

9-4-2 モトクロス／スーパーモト／**スノーモビル**

各大会ごとにコースレイアウトによってサインエリアが定められ、公式通知、ライダーズミーティング（ブリーフィング）等で説明される。

9-5 国際競技会における外国人ピットクルーの登録

国際競技会において、FIMライセンスにてスポット参戦する外国人ライダーの外国人ピットクルーのみ、暫定的にその競技会のピットクルーとしてピットクルー作業ができる。ただし、当該競技会主催者の判断により、条件の設定や参加拒否される場合もある。継続的に年間シリーズや日本国内の競技会に参加する場合は、「ピットクルーライセンス」を所持しなければならない。

9-6 ピットクルーの遵守事項

すべてのピットクルーは、自らの参加する競技に関する規則を熟知していなければならない。また、安全に対する認識を持っていること。

9-6-1 ロードレース

・ピットレーンにおいては、ピットイン／ピットアウト車両に十分注意すること。また、ゲスト等がピットレーンに出ないように注意する。

- ・火気に注意する。特に喫煙は指定の場所で行なうこと。
- ・スタート進行を防げないよう作業すること。時間がきたら速やかにコース外に退去すること。
- ・メカニックは特にブレーキ系とオイル回りの安全対策を常にチェックすること。

- 9-6-2 モトクロス
- ・指定のエリアを遵守し、指定されたサインエリアから出てサインを出さないこと。
 - ・スタートエリアに進入できるピットクルーは1ライダーにつき1名とする。
 - ・各自で用意したパスケースに、ピットクルーパスを収納し、判別しやすいように左腰前部に装着しなければならない。
- 9-7 ペナルティー
- ピットクルーの行為に対するペナルティーは、そのピットクルーを登録しているライダーに対して科される。
- 9-8 レース運営への協力
- ライダーに黒旗が提示される場合は、ピット側に向けてそれが提示される。
- ピットサインでもその状況を伝え早急に停止するように伝達する。
- 特にオイルを撒いて走行しているときや、部品が脱落しそうな場合は他のライダーに大きな危険をおよぼすため、各自緊急時の合図サインを取り決めておくこと。
- 9-9 スポーツ安全保険
- 2025年度MFJピットクルーライセンス申請料には、2025年4月1日以降～2026年3月31日までのスポーツ安全保険掛金が含まれている。このスポーツ安全保険制度は、当該ピットクルーが正式に登録され、参加する大会の公式期間中に発生した負傷等に対し適用される。

10

競技役員 / 講師ライセンスに関する規定

10-1

競技役員 / 講師の等級による権限と実務ポイント

- 10-1-1
- 競技役員は、原則ライセンスに明記される種目に限り就任することができる。
- 大会時、有効な種目競技役員ライセンスを所持している場合、下記実務ポイントが付与される

大会役員 級別	格 式	審 査 委 員 長	審 査 委 員	競 技 監 督	各 役 務 (長・副)	各 役 務 (一般)	事 務 局 長	事 務 局
1 級	GP	○	○	○	○	○	○	○
	全日本	○	○	○	○	○	○	○
	地方	○	○	○	○	○	○	○
	承認	○	○	○	○	○	○	○
2 級	GP	－	－	－	○ 10	○ 5	－	○ 5
	全日本	－	○ 15	○ 15	○ 10	○ 5	○ 10	○ 5
	地方	○ 10	○ 10	○ 10	○ 5	○ 3	○ 5	○ 3
	承認	○ 10	○ 10	○ 10	○ 5	○ 3	○ 5	○ 3
3 級	GP	－	－	－	－	○ 5	－	○ 5
	全日本	－	－	－	－	○ 5	－	○ 5
	地方	－	－	－	○ 5	○ 3	○ 5	○ 3
	承認	－	○ 10	－	○ 5	○ 3	○ 5	○ 3

- 就任できる役務および昇格用実務ポイント －→就任できない役務
- ※一大会で役務を兼務した場合は、実務ポイントの高いポイントが付与される（合算しない）
- ※公認、承認併催競技会では、公認の実務ポイントが付与される（合算しない）
- ※RD、MX、SN、SM、EDの各コースポスト長は、各役務（一般）のポイントとする
- ※TRの各セクション審判長は、各役務（一般）のポイントとする

- 10-1-2 ライセンスに明記されていない競技種目での競技役員業務
- 10-1-2-1 以下の条件の場合、ライセンスに明記される種目以外の役務を行うことができる。(競技監督、審査委員、トライアルのオブザーバー、ロードレースのポスト長を除く)
- ・事前に当該種目の基礎的な競技役員業務の講習を受講すること。
- 10-1-2-2 他種目の競技役員業務に従事した場合、等級昇格に必要な実務ポイントは付与されない。
- ただし、以下の場合は実務ポイントが付与される。
- ・エンデューロ競技に、モトクロス競技役員またはトライアル競技役員ライセンスで従事した場合
 - ・スーパーモト競技に、ロードレース競技役員またはモトクロス競技役員ライセンスで従事した場合
- 10-1-3 ライダー、ピットクルーライセンスでの競技役員業務
- 10-1-3-1 以下の条件の場合、ライダー、ピットクルーは競技役員3級と同様の役務を行うことができる。(エンジョイは対象外)
- ・年齢満18歳以上(当該競技会開催日時点)であること。
 - ・自身が参加者として出場していない競技会であること。
 - ・事前に当該種目のフラッグ等の基礎的な競技役員業務の講習を受講すること。
- 10-1-3-2 競技役員業務に従事した際に付与される実務ポイントは付与されない。

【従事が可能な役務】 各役務への就任

	競技役員3級ライセンス所持者				ライダー/ピットクルー所持者			
	審査委員	各役務 (長/副)	各役務 (一般)	事務局長	審査委員	各役務 (長/副)	各役務 (一般)	事務局長
全日本選手権以上の格式競技会	×	×	○	×	×	×	○	×
地方選手権/公認競技会	×	○	○	○	×	×	○	×
承認競技会	○	○	○	○	×	×	○	×

- 10-1-4 MFJライセンスを所持していない補助員
- 10-1-4-1 以下の条件の場合、MFJライセンスを所持していない者も「補助員」として役務を行うことができる。
- ・年齢満18歳以上(当該競技会開催日時点)であること。
- 10-1-4-2 補助員の役務は以下の「危険度の高い場所で行う役務」や「判定に携わる役務」を除く。
- ①ロードレース
- ・審査委員長、審査委員、競技監督、副競技監督、大会事務局長
 - ・各役務の長・副長(例:車検長/副車検長)
 - ・ポスト(ポスト長およびコースに出る役務)
 - ・進行員(コース、ピットレーンに入る役務)
 - ・救護員(コースに入る役務)
- ②モトクロス/スノーモビル/スーパーモト/エンデューロ
- ・審査委員長、審査委員、競技監督、副競技監督、大会事務局長
 - ・各役務の長・副長(例:車検長/副車検長)
 - ・コースオフィシャル
 - ・進行員(スタートエリアの中に入る役務)
 - ・救護員(コースに入る役務)
- ③トライアル
- ・審査委員長、審査委員、競技監督、副競技監督、大会事務局長
 - ・各役務の長・副長(例:車検長/副車検長)
 - ・セクション審判員(オブザーバー)
 - ・進行員
- 10-1-5 講師
- 3級…当該種目の公認ライセンス取得講習会、ならびにレベルアップスクールの補助講師となることが

できる。

2級…当該種目の公認ライセンス取得講習会、ならびにレベルアップスクールの主任講師または補助講師となることができる。

1級…当該種目の公認ライセンス取得講習会、ならびにレベルアップスクールの主任講師となることができる。

10-2 競技役員／講師の昇格基準

10-2-1 競技役員

- ・3級から2級への昇格基準…各種目（他種目の合算は不可）において、前項10-1-1項に示す役務に従事し、実務ポイント15点以上になった者。
- ・2級から1級への昇格基準…2級を取得後、各種目（他種目の合算は不可）において、前項10-1-1項に示す役務に従事し、実務ポイント50点以上になった者。

10-2-2 講師

- ・3級から2級への昇格基準…当該種目のライセンス取得講習会の補助講師として、5回以上従事した者（MFJ事務局に申請の際に講習会開催日が入った活動実績表を作成し送付）
- ・2級から1級への昇格基準…当該種目のライセンス取得講習会の主任講師として、5回以上従事した者（MFJ事務局に申請の際に講習会開催日が入った活動実績表を作成し送付）

10-2-3 役員／講師とも実績を充分満たしたうえで、MFJ地区スポーツ部会、MFJ公認サーキットから昇格推薦を受けた者は、昇格が認められる場合がある。

10-3 競技役員／講師の降格基準

競技役員／講師ライセンス取得者で10年以上更新手続きを行っていない場合は、1等級の降格とする。

11 会員ライセンスの有効期間

11-1 2025年度ライセンスの有効期間は、ライセンスの交付を受けた2025年4月1日から2026年3月31日までとする。

※2025年3月31日までの大会への出場（大会公式日程期間）は、2024年度ライセンスを取得していなければならない。

11-2 競技ライセンスは未更新期間がある場合、ライセンス区分の降格や走行証明の再取得等の条件が付される場合がある。詳細については別途定める「付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則」による。

12 会員ライセンスの効力の失効等

12-1 次の者のライセンスの効力は失効、または停止される。

12-1-1 日本のスポーツ国籍を失った者。

12-1-2 氏名、生年月日、性別等を偽り、不正にライセンスを受給した者および使用した者。

12-1-3 前条の有効期間を経過し、継続申請をしなかった者。

12-1-4 MFJ中央審査委員会の裁定により、停止処分を受けた者（中央審査委員会の定める期間）。